



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：米国とEUによるイラン産原油禁輸の影響（2）

湾岸地域の経済・金融・エネルギー問題専門家 中嶋 猪久生

● 日本を待ち受けたハードル

2011年12月31日、オバマ大統領の調印により成立し、2012年6月28日に発効した米国防授権法と、7月1日から実行されたEUのイラン産原油の全面禁輸措置の中で、日本は前年度に比べ大幅な削減をして、制裁の適用対象からの除外を受け、ようやく輸入を継続しようとしている。

この6ヶ月の間、日本は米国やEUと厳しい交渉を重ねつつ、時には大きく躓きながら、次のようなハードルを乗り越えてきた。

- ① 2012年1月、安住財政相と米国ガイトナー財務長官との会談。
- ② 1～3月、2012年度(2012/4～2013/3)のイラン産原油の輸入削減率について日本と米国の事務方の交渉。
- ③ 同期間、政府閣僚などによるイラン産原油削減に伴う代替供給先探し、特に中東産油国への石油詣で。
- ④ 5月、ニューヨーク州地裁による三菱東京UFJ銀行のイラン資産凍結命令と差し止め。
- ⑤ 1～5月、イラン産原油輸送に関わるタンカー保険の免責扱いについてEUとの交渉。
- ⑥ 6月、イラン原油輸送法の成立と同法が適用となる第一号のタンカーの派遣。

● 免責適用を受けた日本

3月、米務省は日本及びEUの11カ国を制裁対象から除外すると発表した。日本の計画は、

- ・ イラン産原油の輸入量を2007～2011年の5年間で約40%削減、
- ・ この間、日本の原油総輸入量に占めるイラン産原油の割合は、12.1%から8.8%に減少、
- ・ 2012年度の輸入量は15～22%削減する計画、

という内容のもので、クリントン国務長官からは「日本の大幅削減は注目に値する。イランから原油を輸入している他国は後に続いて欲しい」との高い評価を得た。

しかし、日本は免責を受けることになったものの、安堵はつかの間で、その前方には、思いもよらぬ米国司法当局からの曲球が投げられてきた。

● 三菱東京UFJ銀行のイラン資産凍結問題

5月2日、三菱東京UFJ銀行が米国ニューヨーク州地裁から同行が管理するイラン政府及び中央銀行の資産凍結（東京にある円口座の預金等）のうち、26億ドル（約2000億円）分の凍結を指示された。1983年にベイрутで起きた米海兵隊司令部爆破テロで、イラン中央

銀行の関与を主張する遺族が損害賠償を求めて提訴したことを受けてのもので、2007年に賠償を認める司法裁定が下されたが、イランは支払っていない（中東調査会注：後述の「米国でイラン資産凍結の事例」をご参照）。

同行は一時的に対イラン決済を停止するとともに、直ちに、異議申し立てを行い、受理された。同月25日、米国連邦地裁が州地裁の命令を差し止める指示を出したことで最悪の事態は回避された。

● イラン原油輸送法の成立

政府は、6月11日の持ち回り閣議で「イラン産原油輸送タンカーに関する特別措置法」を決定し、衆参両院の承認を得て、同月20日、異例の速さで、同法案が成立し、6月27日に施行された。イラン産原油を輸送するタンカーが事故を起こし、海運会社に損害賠償責任が生じた場合、国が76億ドル（約6100億円）を上限として肩代わりするという内容だ。この法案制定が急がれたのは、7月1日以降、EU域内の保険会社による保険・再保険の付保が全面禁止となり、イラン産原油を運べなくなるためだ。日本は韓国と共に、EUとこの問題を協議してきたが、EUの方針を変えることが出来ず、政府保証による輸送法の成立につながった。

タンカー保険の政府による保証というアイデアにインドも追随し、中国も注目している。

しかし、この輸送法が、かくも早く制定された背景には、もう一つ理由があるとされる。イラン産原油の輸入削減により、国際協力銀行（JBIC）により供与されたイラン向け長期融資の元本返済が停止し、不良債権化しかねないという懸念が出てきたからだ。過去の円借款（カルン第4ダム建設資金など）とアザデガン油田開発の見返りに、日本から供与された原油前払い融資の元本残高が2,944億円（JBICの2011年、年次報告書2011年3月末現在）あり、日本が支払う原油代金が返済原資となっているためである。

● イラン産原油の輸入の継続

前述のイラン原油輸送法の成立を受けて、日本は輸入を再開した。6月19日以降、イランの港に入港するタンカーは、全てイラン国営タンカー会社（NITC）が操業に関与しているものであり、それ以外の外国籍のタンカーによる入港は、今回の日本が初めてのケースとなる。7月20日、原油の積出港カーグ島に飯野海運所有のスーパータンカー「隆邦丸」（総トン数14.9万トン、積載重量28.1万トン）が入港し、約170万b/dを積載し、日本に向けて出港する。買主はJXホールディングスと出光興産（7/18付Bloomberg）。今回の隆邦丸の入港は、戦後の日本とイランとの関係の転換点ともなった59年前の1953年4月10日、アバダンに入港した出光興産の「日章丸」を想起させる。

2012年4月分をみると、サウジアラビア107.2万b/d（前年同月対比+9.7%）、UAE100.1万b/d（同+20.2%）、クウェート32.5万b/d（同+60.9%）となっており、イラン産原油の削減分は、主として湾岸産油国3国によりカバーされている。

注：米国でイラン資産凍結の事例

米国で、イラン資産と認定され、凍結命令が出されたが、未だ係争中の事例がある。

2008年6月、ニューヨーク州地裁は、シティバンクにある欧州のクリアストリーム社の口座の22.5ドルの資産凍結命令を出した。その後、2.5億ドルはリリースされた。この発端は、1983年、バイルートの米国海兵隊宿舎へのテロ攻撃で海兵隊及びその家族241人が死亡した事件で、テロを操ったのはイランで、イラン中央銀行（CBI）がこの事件に深く関わっている証拠が米国財務省から提出された。このCBIの保有する有価証券がルクセンブルグに本拠を置くクリアストリーム社に信託され、さらにシティバンクに同社名義で預託されていた20ドルを州地裁が、イラン資産と認定し、この預託金の凍結命令を出した。

この措置に対して、クリアストリーム社は同社を通じて保管されている有価証券の真の受益者がCBIであるかどうかについて知らないと言った。しかし、受益者が誰であろうと預託された預金は技術的には同社に帰属するとして、未だ係争が続いている。

クリアストリーム社とは、国際証券決済機関で、欧州市場における株式や債券の受け渡し・決済の集中管理などを行っている、欧州最大の証券決済機関（クリアリング・ハウス）である。